お知らせ

11月は児童虐待とDVの防止推進月間

一人で悩まないで

問 生活支援相談課☎6489・6921

児童虐待の防止

虐待を受けている子どもは、いろいろなサインを送っています。「虐待かな？」と思ったら、ためらわずにご連絡ください（左下表参照）。

◆子どものサイン　▽泣き声やたたかれる音などがする▽不自然な傷や打撲の痕がある▽季節や身体にそぐわない服装をしている▽家に帰りたがらない▽頻繁に家の外に出されている▽食べ物への執着が強い。

◆親の様子　▽夫婦げんかが多い▽よく大声で怒鳴っている▽家の周囲が乱雑で汚れている▽子どもを放置して外出している▽泣いている子どもを放置している▽家に居るのか分からない。

DVの防止

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や元夫婦、内縁関係にある人などの間で、暴力によって一方が他方をコントロールすることをいいます。身体的暴力のほか、精神的・性的・経済的・社会的暴力などがあります。

市では、配偶者暴力相談支援センターを設置し、専用ダイヤルで相談を受け付けています（左表参照）。

各相談窓口

	相談窓口	受付日時	電話番号
児童虐待	市役所生活支援相談課	平日午前9時～午後5時30分	6489－6921
児童虐待	児童相談所全国共通ダイヤル	終日	189(一部のIP電話からは利用できません)
DV	配偶者暴力相談支援センター	平日午前9時～午後5時30分	6489－6600
DV	兵庫県女性家庭センター	毎日午前9時～午後9時	078－732－7700

秘密は厳守します。連絡した内容によって責任を問われることはありません。また、各警察署では終日相談を受け付けています